

別表第1 (第2条関係)

令和4年5月改正

認可期間	認可の基準
1年以内	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第33条の8の規定に違反して岩石の採取を行ったことにより、法第33条の13第2項の規定に基づく知事の命令を受けたものが、認可の満了後引き続き岩石の採取を行おうとするとき。 2 法33条の12の規定により認可の取消しを受けた者又は法32条の10の規定により登録の取消しを受けて再登録をした者が、従前の岩石採取場において岩石の採取を再開しようとするとき。 3 全体面積が30,000平方メートル以上の採石場であって、災害の復旧又は採取跡地の整備に関し、要綱第6条に規定する保証書を添付していないとき。
2年以内	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認可期間1年以内の基準に該当しない場合であって、新規に岩石採取場を開設するとき、または、認可の終期から150日を経過した後に認可を取得する予定のとき。 2 全体面積が30,000平方メートル未満の採石場であって、災害の復旧又は採取跡地の整備に関し、要綱第6条に規定する保証書を添付していないとき。又は、全体面積が30,000平方メートル以上の採石場であって、災害の復旧又は採取跡地の整備に関し、要綱第6条第1項第2号に規定する保証人が1のとき。 3 認可期間中において、文書による指示を受けて対応結果を報告しない者又は改善措置を講じない者が引き続き岩石の採取を行おうとするとき。 4 認可期間中の立入調査における採点評価が50点未満のとき。
3年以内	認可期間中の立入調査における採点評価が50点以上60点未満のとき。
4年以内	認可期間中の立入調査における採点評価が60点以上70点未満のとき。(注)
5年以内	認可期間中の立入調査における採点評価が70点以上80点未満のとき。(注)
6年以内	認可期間中の立入調査における採点評価が80点以上90点未満のとき。(注)
7年以内	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 認可期間中の立入調査における採点評価が90点以上のとき。(注) 2 国又は地方公共団体が知事と協議して行う採取計画。 3 公社、公団、事業団等の特殊法人及びダム建設を請負う共同企業体が行う採取計画。

(注) 第2条第2項に留意すること。